



弁護士
中西良一

(なかにしりょういち)

なごさ法律事務所 代表
住所：名護市字宮里453番地の7 3階
電話：0980-53-1047

相談事例から見えてくる債権管理のポイント

債権管理は、①債権の存在を示す文書の作成・受領・保管②時効の管理③与信の管理④現実の回収方法の確保の4つに分けて考えると分かりやすいと思います。今回は①と②の2つについてお話します。

弁護士がよく受ける相談のひとつに債権の回収に関する相談があります。取引先が売買代金や請負代金を支払ってくれないとか、知人に頼まれてお金を貸したところ、いつまでたっても返してもらえないといった相談です。

●債権の存在を示す文書の作成・受領・保管

こうした債権回収に関する相談は、債権の存在自体に争いがあるものと債権の存在については争いがないものの相手方の経済的事情等、何らかの理由により支払がなされないものの2つに分類できます。

この点、債権者が債権の存在は間違いないと考えていても、いざ請求すると、相手方から、代金額や納品の有無等をめぐって争われる場合もあります。債権の存在自体が争われると、解決までの時間や費用もより多く必要となり、最悪の場合、債権者の言い分が通らないということにもなりかねません。

そのため、債権者としては相手方から債権の存在を争われないよう、取引段階に応じて、契約書(契約内容に追加や変更が生じればその都度、変更契約書を作成します。)や納品書を作成し、商品等の引渡確認書、受領書等をもっておくことが大切です。

この点、法律相談では、債権者の認識している契約内容と契約書の内容とが齟齬しているというケースも見受けられます。既成の契約書等を使われる場合には契約書の内容が取引の実態に合ったものか十分に確認しましょう。できれば、弁護士に相談される等して、自社等の取引実態に見合ったオリジナルの

契約書を一度作っておかれると安心です。

●時効の管理

次に、債権回収に関する相談を受けていると、債権が既に消滅時効にかかっている場合があります。

消滅時効とは、権利行使が可能であるにもかかわらず、一定期間権利を行使しないでいるとその権利自体が消滅してしまうというものです。

ここに一定期間とは、例えば、一般民事債権は10年ですが、売掛債権は2年、請負工事代金債権は3年、会社で取引先に頼まれてお金を貸したというような貸付債権の場合は5年と、債権の種類に応じて異なるので注意が必要です。

例えば、取引相手が売買代金を支払期限になっても払ってこない、請求に行く度に「来月まで待って欲しい」と言われ、既に支払期限から1年以上経過しているというようなケースを考えて下さい。この場合、適切な対応を取らずに支払期限から2年が経過し、相手方に消滅時効を援用(時効の利益を受ける意思の表示)されると代金の回収ができなくなってしまうおそれがあります。

この点、消滅時効の進行は、「請求」や「承認」等によって中断させることができます。

ここでよくある誤解が、毎月請求書を相手に送っているのにその度に時効は中断しているというものです。結論からいうとこれは誤りです。時効の中断事由としての「請求」とは裁判上の請求を指しますので、請求書を交付していただいただけでは時効の進行を確定的に中断させることはできません。

また、上記の例で、「来月まで待って欲しい」という相手方の支払猶予を求める言動は債務の「承認」にあたりますが、口頭でのやりとりは、後日、相手方に争われるとその事実を立証ができない可能性があります。そこで、このような場合には、相手方に支払猶予を求める文書を差し入れてもらったり、債務残高確認書を作成してこれに相手方の署名押印(記名捺印)をもらうといった対応をしておかなければなりません。

既に時効期間が経過してしまっているという場合でも、相手方による援用がない限り、直ちに諦めるべきではありませんが、速やかに弁護士に相談する等して対応を検討する必要があります。

③与信の管理、④現実の回収方法の確保については、稿を改めてお話します。